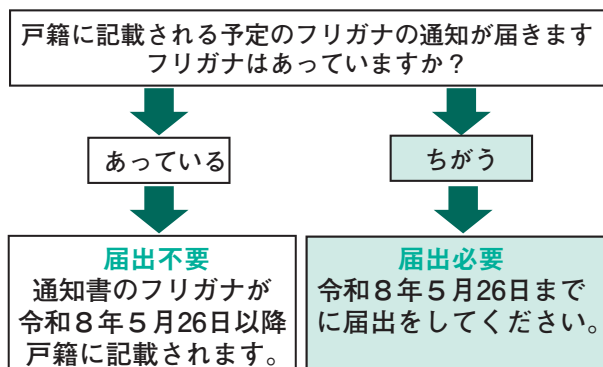


戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになります

5月26日の戸籍法の改正により、戸籍に氏名のフリガナが記載されることになりました。戸籍に記載される予定のフリガナは、本籍地の市区町村長から届く通知書でお知らせします。通知が届いたらフリガナを確認してください。



フリガナが違っている場合

(1) 届出方法

オンライン(マイナポータル)、郵送、窓口でできます。

(2) 届出人

【氏の振り仮名の届】

原則筆頭者、筆頭者が除籍されているときは配偶者、筆頭者も配偶者も除籍されている時は同じ戸籍に在籍する方です。

【名の振り仮名の届】

- ・15歳未満の場合は法定代理人(親権者等)です。
- ・15歳以上18歳未満の場合は、本人または法定代理人です。
- ・18歳以上の場合は本人です。

小坂町では、7月下旬以降順次発送予定です。

■お問い合わせ先 町民課町民生活班 (TEL29-3906)

小坂町狂犬病予防集合注射を実施しました

5月11日と18日に行った集合注射では、延べ73匹の登録犬に狂犬病予防注射を実施しました。狂犬病は人間が発症すれば、ほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。また、現在有効な治療方法は存在しません。そのため、生後3ヶ月以上の飼い犬には毎年、狂犬病予防接種を受けさせることが法令で義務づけられています。今年度、未実施の方は、動物病院等で年度内に必ず実施してください。

個別注射を受けたら 町に報告をお願いします

動物病院で個別注射を受けた後は、病院が発行する「注射済証」を町民課町民生活班に提出してください。管理システムに登録後、年度毎に「注射済票」を交付します。なお、注射実施と町への届出は毎年必要です。

※交付手数料は550円



新たに犬を飼い始めたら 登録が必要です

犬を飼う場合は、町への登録が義務づけられています。町民課町民生活班で、登録申請をして「鑑札」の交付を受けてください。

※交付手数料は3,000円

また、飼い犬が死亡した場合は「死亡届」を提出してください。手数料はかかりません。適切な管理のため、飼い主の皆さんのご協力をお願いします。



©かぶきん

■お問い合わせ先 町民課町民生活班 (TEL29-3928)